

令和3年1月25日
長官官房秘書課

早期退職者の募集について

標記について、下記のとおり早期退職者を募集いたします。

記

1. 募集の対象
一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する「指定職俸給表の適用を受ける職員」で、令和3年3月31日において「勤続30年以上」かつ「57歳以上のもの」
2. 募集人数
1名（応募上限2名）
3. 募集の期間
令和3年2月8日(月)～同2月19日(金)
4. 退職すべき期日
令和3年3月31日(水)

※募集の詳細は別添1（早期退職に係る募集実施要項）を参照のこと

早期退職に係る募集実施要項

令和3年1月25日
宮内庁長官

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1. 募集の対象

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員で、令和3年3月31日において「勤続30年以上(国家公務員退職手当法第7条の規定の計算による。）」かつ「57歳以上」のもの。（応募することができない職員については、注1参照。）

2. 募集人数

1名（応募上限2名）

3. 募集の期間（約2週間）

令和3年2月 8日(月)午前10時から

令和3年2月19日(金)午後 5時まで

※応募上限数（2名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

※必要があると認めるときは、募集の期間を延長する場合がある。その場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了日時を周知する。

4. 退職すべき期日

令和3年3月31日(水)

※ 応募者に対する認定を行った後に生じた事情により、応募者が退職すべき期日に退職することで職務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときは、宮内庁長官は、応募者にその旨及びその理由を明示し、応募者の同意を得て、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該期日を繰り上げ又は繰り下げることができるものとする。

注1 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和3年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和3年2月8日(募集開始日)において国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条の規定による懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ)を受けている者又は令和3年2月8日から令和3年2月19日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた職員

注2 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、懲戒処分又はこれに準ずる処分(特別職の国家公務員に対する懲戒処分をいい、いわゆる矯正措置をいうものではない。)を受けた場合
- (3) 応募者が、(2)の懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると宮内庁長官が認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると宮内庁長官が認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者数が募集人数を超え、先着順(※)に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。